

認知症対応型共同生活介護事業所管理者 様

長岡市福祉保健部介護保険課長

令和 3 年度の新型コロナウイルス感染症に係る認知症対応型共同生活介護
外部評価実施回数の適用申請の取扱いについて（通知）

標記の件につきまして、新潟県から別紙のとおり取扱いが示されました。これを受け、
本市では下記のとおり取扱いますので通知します。

記

1 外部評価の実施について

令和 2 年度に実施予定だった外部評価を新型コロナウイルス感染症の影響で延期又は
中止した場合は、以下のとおり扱うこととします。（※具体例は別紙参照）

(1) 外部評価を延期する場合

① 新たに適用申請する場合

令和 3 年 5 月 31 日までに外部評価を実施した場合は、令和 2 年度の外部評価を実施
済みとして扱い、通算 5 回に達していれば適用申請ができるものとします。

② 既に適用になっている場合

令和 2 年度が実施年度に該当する場合は、令和 3 年 5 月 31 日までに外部評価を実施
することにより、令和 2 年度の外部評価を実施済みとして扱い、引き続き適用申請す
ることができるものとします。

(2) 外部評価を中止する場合

① 新たに適用申請する場合

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年度予定の外部評価をやむを得ず
中止したと本市が認めた場合は、令和 3 年度以降に実施することで、通算 5 回に達し
た時点で実施回数適用申請ができるものとします。（5 年連続とらなくてもよい）

② 既に適用になっている場合

令和 2 年度が外部評価実施年度であったが、新型コロナウイルス感染症の影響によ
り、やむを得ず中止したと本市が認めた場合は、令和 3 年度に外部評価を実施するこ
とで、引き続き実施回数適用申請ができるものとします。（令和 3 年度は申請できな
いが、改めて 5 年以上の外部評価を受ける必要はない）

③ 外部評価の中止を検討している事業所は、あらかじめ下記担当まで連絡してくだ

さい。

2 外部評価を延期又は中止する場合の報告について

外部評価を延期又は中止が決定（やむを得ない理由があると本市が認めた場合）した事業所は、次の方法により報告してください。

○報告書類：別紙「新型コロナウイルス感染症にかかる外部評価実施状況報告書」

○報告期限：令和3年4月20日（火曜日）まで

○報告先：長岡市福祉保健部介護保険課 介護事業推進係

3 留意事項

令和2年度分の外部評価を延期して令和3年4月～5月に実施した事業所のうち、令和3年度分の実施回数適用申請を行わない事業所においては、令和3年度分の外部評価についても令和3年度中に別途行う必要がありますので御注意ください。

担 当：長岡市福祉保健部介護保険課
介護事業推進係 渡邊
電 話：0258-39-2245
E-mail：kaigo@city.nagaoka.lg.jp